

一般廃棄物処理計画に係る平成22年度実施計画について

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成22年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成22年3月 日

金沢市長 山 出 保

1 実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

2 処理区域

金沢市全域

3 収集処理

(1) し尿を除く一般廃棄物

① 発生量(見込)

	区 分	発 生 量	合 計
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	130,974トン/年	167,740トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	16,326トン/年	
	資 源 回 収 ご み	11,177トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	141トン/年	
	集 団 回 収 ご み	9,122トン/年	

② 収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア)一般家庭から排出される一般廃棄物(以下「雑雑物」という。)

区 分	収 集・運 搬		収集回数及び収集方法等	処 分 方 法
燃やすごみ	直 営・委 託		週2回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入		平日随時受入れ (事前予約必要) 9時00分～15時00分	
不燃・粗大ごみ	埋立ごみ	直営・委託	月1回 ステーション収集	破碎・資源化・ 焼却・埋立
	粗大ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	多量ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入		平日随時受入れ 8時30分～16時30分	
資源回収ごみ	あき缶、ペットボトル、 容器包装プラスチック、 スプレー缶・ カセットボンベ、 フロン回収製品	直営・委託	月2回 ステーション収集	資源化
	あきびん	直営・委託	月1回 ステーション収集	
	金属	直営・委託	月1回 ステーション収集	
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ 10時00分～16時00分	
	直 営・委 託		月2回 ステーション収集	
水銀含有ごみ	直 営・委 託		月2回 ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ 10時00分～16時00分	

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申し込みした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

※ 燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの））及びライターを収集する。

※ 資源回収ごみの収集日には、あき缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品(除湿機)並びに水銀含有ごみを収集する。

また、びんの収集日には、あきびんを無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

※ 廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン及び二次電池はメーカー等の自主回収による。

※ 市の定める排出禁止物は収集しない。

(イ)事業活動に伴って排出される一般廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)

区 分	収集・運搬	収集回数及び収集方法等	処分方法
燃やすごみ	許可業者	随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入	随時受入れ	
不燃・粗大ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入	随時受入れ	
資源回収ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用のごみ袋は、すべて半透明ごみ袋を使用すること。

③ 一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・市民・事業者との協働による減量活動の推進
- ・家具等のリユース（再使用）の拡大
- ・子育て支援リユース市（洋服、おもちゃ）の開催など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・3R推進地域説明会の実施
- ・かなざわエコフェスタ（仮称）の開催
- ・金沢3R・エコ検定の実施
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・学生との3R推進パートナーシップ事業（「金沢のごみを考える」学生連絡会）など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成
- ・ダンボール・コンポストの普及促進など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出など

オ 不法投棄防止対策

- ・5月30日（ごみゼロの日）から1週間の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・11月の「金沢市不法投棄防止強化月間」に合同監視パトロールなどを実施
- ・不法投棄多発箇所の監視強化を図るため、監視カメラを設置

カ 顕彰制度等の推進

- ・いいね金沢環境活動賞
- ・児童を対象にした「3R子どもかべ新聞コンクール」

④ 資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付。

イ 古紙の集団回収量拡大のため、登録団体（学校、育友会等）と町会等の連携強化を図るとともに、奨励金を交付。

ウ 事業活動に伴って排出されるペットボトル及び容器包装プラスチック等を、産業廃棄物として資源化処理を行うよう事業所への指導を徹底。

エ 事業所で自己の飲食用として持ち込んだペットボトルなどの資源ごみについて、家庭への持ち帰りの推進。

⑤ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込）

区 分		廃棄物の量	
市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃やすごみ	80,664トン/年
		不燃・粗大ごみ	6,563トン/年
		資源回収ごみ	11,169トン/年
		水銀含有ごみ	141トン/年
		計	98,537トン/年
	事業系廃棄物	燃やすごみ	50,310トン/年
		不燃・粗大ごみ	9,763トン/年
		資源回収ごみ	8トン/年
		計	60,081トン/年
	合 計		158,618トン/年

⑥ 施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ284番地	金沢市鳴和台357番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカー炉	全連続燃焼式ストーカー炉
処理能力	350トン/日	250トン/日
炉 数	175トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/日	12トン/日

※ それぞれ、びん、水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,343,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量 (見込)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	2,144キロリットル/年	12,464キロリットル/年
浄化槽汚泥	10,320キロリットル/年	

② 収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集 ・ 運 搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	好気性消化一次処理方式
浄化槽汚泥		

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量 (見込)

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	2,144キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥	10,320キロリットル/年		
合 計	12,464キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
処理方式	好気性消化一次処理方式
処理能力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町ハ272番地
処理方式	標準活性汚泥法
処理能力	110,000立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ284番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカー炉
処 理 能 力	350トン/日
炉 数	175トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ 4 8 番地 1
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立容量	3,946,000立方メートル
埋立残容量	1,343,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理、その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化、適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力、その他の活動を行う。

(3) 金沢市不法投棄防止対策員

山間部及び海岸部における不法投棄の早期発見、早期対応及び不法投棄未然防止を図るため、定期的な巡回及び監視を行う。